

市立東大阪医療センター セカンドオピニオン外来のご案内

セカンドオピニオン外来は、市立東大阪医療センター以外の医療機関で診療を受けておられる患者さんを対象に、当院の専門医が患者さんからのお話や主治医からの情報を参考に、現在を受けておられる治療内容などに関して意見、判断を提供し、患者さんが自らの治療に対して最善の方法を選択されることを援助するものです。

セカンドオピニオン外来では、検査や治療を行いませんので、患者さんの主治医からの情報提供書が必要となります。当院での検査や治療をご希望の場合は別の日時に一般外来を受診していただきます。

なおセカンドオピニオン外来は完全予約制ですので、相談希望の方は事前にお申し込みをお願い致します。

セカンドオピニオン外来の対象となる方

患者さんご本人の相談を原則とします。ご本人の同意書があれば、ご家族（一親等以内）のみも対象としますが、続柄を確認できる書類をお持ち下さい（住民票、健康保険証のコピーなど）。

患者さんご本人が正しい病名をご存知であることを原則とします。

セカンドオピニオン外来の担当医

お申し込みの相談内容について、担当診療科部長が相談の可否を判断し、疾患の専門性を考慮して、相談を担当する医師を決定します。相談には長時間を要するため、通常の外来診察とは別に行います。相談相手として当院の特定の医師をご希望の場合は、お申し出下さい。

セカンドオピニオンをお受けできない場合

相談内容が主治医に対する不満や苦情、医療訴訟目的および裁判係争中の場合。

当院への転院を希望される場合。

医療費の内容、医療給付に関する相談。

死亡した患者さんに関する相談。

特定の医師、医療機関への診療の紹介を希望されている場合。

当院から指定された必要資料（診療情報提供書、検査データ、画像など）をお持ちでない場合。

相談内容に適切な専門医が当院にいない場合。

予約外の場合。

セカンドオピニオン外来の相談日

月曜から金曜日：9時から16時30分

担当医師と調整のうえ、相談日時を決定し、ご連絡します。

セカンドオピニオン外来の費用

20,000円(税別) / 60分 (報告書作成時間含む)

全額自己負担で健康保険の適応はありません。

費用はご相談後、支払窓口でお支払いいただきます。

お問い合わせや予約は無料です。

セカンドオピニオン外来に持参していただくもの

必須項目；レントゲンフィルムなどの画像、検査記録（コピーでも可）

症例に応じて必要なもの；超音波検査記録、病理組織検査の報告書、病理標本、内視鏡検査結果など

セカンドオピニオン外来対象疾患

原則として、当センターが診療を標榜している科に関わる悪性疾患の診断

その他

申し込みをキャンセルする場合、早めにご連絡下さい。

相談日の変更はお受けできません。

相談中の録音や録画はご遠慮願います。

セカンドオピニオン担当医の都合（緊急時）等で予定が変更されることがあります。

セカンドオピニオン外来のお申し込み手順

(1) お電話にて市立東大阪医療センター がん相談支援センターへご連絡下さい

TEL：06-6783-3466（受付時間：9:00～16:30）

(2) お電話で概略をうかがった後、以下の書類をお送りします。

①セカンドオピニオン外来のご案内（本紙）

②セカンドオピニオン外来申込書

※上記の②の「申込書」については、当院ホームページからダウンロード、印刷も可能です。

- (3) 「申込書」と、主治医の「診療情報提供書」をがん相談支援センターへ郵送してください。

〒578-8588

東大阪市西岩田3-4-5

市立東大阪医療センター 「がん相談支援センター」

- (4) セカンドオピニオン担当者と担当診療科部長が担当医、相談期日、持参資料を決定し文書と電話でご連絡いたします。
- (5) 患者さんは当日がん相談支援センターで受付していただき、セカンドオピニオン外来を受けていただきます。
- (6) 相談終了後、当院1階支払窓口で料金の支払いをお願いいたします。